

岡山県公報		発行 岡山県		
目次		担当課（室）		
【告示】 ○ 特定施設の設置許可申請 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 特定計量器定期検査 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 都市計画の変更 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請 ○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ " ○ " ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事了 ○ " 【選挙管理委員会】		環境管理課 指導監査室 健康推進課 医薬安全課 産業企画課 道路整備課 " 都市計画課 県民生活交通課 都市計画課 建築指導課 " " " "		
		○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の名称等の公表	目次	
		選挙管理委員会 " " "	担当課（室）	

◎岡山県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 株式会社三社電機製作所

住 所 大阪府大阪市東淀川区西淡路三丁目1番56号

氏 名 代表取締役社長 吉村 元

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社三社電機製作所岡山工場

所在地 勝田郡奈義町柿1741

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新	設	変	更	前	変	更	後	変	更	前	変	更	後
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A228）	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A21）	同左	同左	同左	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A202, A205）	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
能	力	60,000枚／月	30,000枚／月	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	－	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに	－	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに	－	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	3	9	11	同左		2	2	同左		同左		同左	
	p H	6～8	6～8	2～3	2～3			2～3	2～3						
	B O D（mg／L）	5.2	7.5	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1	50.5	101.1	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	1.0	1.5	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2	50.6	101.2	50.6	101.2
	S S（mg／L）	－	－	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3	15.1	30.3	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	3	3	2	3	同左		同左		同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	－	－	144	200	195.6	271.7	144	200	195.6	271.7	195.6	271.7	195.6	271.7
	T－P（mg／L）	－	－	11	21	76	145	11	21	－	－	－	－	－	－
	ふっ素（mg／L）	－	－	50	100	－	－	50	100	93.5	187	93.5	187	93.5	187
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－	144	200	195.6	271.7	144	200	195.6	271.7	195.6	271.7	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A204）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A208）		同左	
能 力		30,000枚／月		同左		60本／月		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	12	13	同左		2	2	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	－	－
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	－	－	50	100	93.5	187
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A210）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A211）		同左	
能 力		30,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	12	13	同左		4	4	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	－	－	50	100	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A213）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A214）		同左	
能 力		30,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	12	13	同左		13	13	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	93.5	187
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A215）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A216）		同左	
能 力		30,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	2	同左		3	3	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	－	－	144	200	－	－
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	93.5	187
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	－	－	144	200	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A220）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A221）		同左	
能 力		60本／月		同左		60,000枚／月		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	2	2	同左		14	15	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	76	145
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	－	－	144	200	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A222, A224）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A223）		同左	
能	力	60,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	13	14	同左		7	8	同左	
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3		
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	－	－
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A225）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A226）		同左	
能	力	60,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	14	15	同左		同左		同左	
	p H	2～3	2～3						
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	50.5	101.1
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	50.6	101.2
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	15.1	30.3
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		同左	
	T－N（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	195.6	271.7
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	195.6	271.7

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

区 分		変 更 前		変 更 後		廃 止		廃 止	
種 類		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A227）		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A33）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（A38）	
能 力		60,000枚／月		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－		同左		－		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－		同左		－		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－		許可後直ちに		－		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続12時間		同左		同左		0 時間	
使用時において 当該特定施設から 排出される汚水等 の汚染状態の通常 の値及び最大の値 並びに当該汚水等 の通常量の量及び 最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m³／日）	7	10	同左		2	3	0	0
	p H	2～3	2～3			2～3	2～3	－	－
	B O D（mg／L）	50	100	50.5	101.1	50	100	－	－
	C O D（mg／L）	50	100	50.6	101.2	50	100	－	－
	S S（mg／L）	15	30	15.1	30.3	15	30	－	－
	油 分（mg／L）	2	3	同左		同左		－	－
	T－N（mg／L）	144	200	195.6	271.7	144	200	－	－
	T－P（mg／L）	11	21	－	－	11	21	－	－
	ふっ素（mg／L）	50	100	93.5	187	50	100	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）		144	200	195.6	271.7	144	200	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成31年2月22日から同年3月15日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び奈義町役場

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

◎岡山県告示第七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションわけひろむし

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気一〇八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人広虫荘

2 所在地

岡山県赤磐市沢原一三九五

三 廃止年月日

平成三十一年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇三八八

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十二日

指定した医療機関

名称

所在地

訪問看護ステーションなないろ

倉敷市林八〇八―三

指定年月日

平成三十一年二月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第七十二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―（ニ―フルオロフェニル）―N―「―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」プロパンアミド（通称名Ortho-fluorofentanyl、ニ―Fluorofentanyl、o-fluorofentanyl）及びその塩類

2 N―（四―メトキシフェニル）―N―「―（ニ―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」ブタンアミド（通称名p-Methoxybutyrylfentanyl、Paramethoxybutyrylfentanyl、四―Methoxybutyrylfentanyl、四―MeO―BF）及びその塩類

3 N―エチル―（ニ―フルオロフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名ニ―FEA、ニ―fluoroethamphetamine）及びその塩類

4 N―（ニ―アミノ―三・三―ジメチル――オキソブタン―ニ―イル）―（シクロヘキシルメチル）―H―インドール―三―カルボキサミド（通称名ADB―CHMICA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成三十一年二月二十三日から施行する。

◎岡山県告示第七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸内市 真庭市 浅口市 都窪郡 浅口郡 小田郡 真庭郡 苫田郡 加賀郡	岡山県計量管理センター（岡山市北区今保六六一）（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号に掲げる場合にあつては、その特定計量器の所在の場所）	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの期間内において別途指定する日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

◎岡山県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 三十三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市見尾字ホキ四一〇番一地先から 真庭市見尾字井谷河原二二七番一地先ま で	新	一〇・二 三・五	一五・一 七
真庭市見尾字ホキ四一〇番一地先から 真庭市見尾字井谷河原二二七番一地先ま で	旧	九・六 二・三	一五・九 二

◎岡山県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三三三号	真庭市見尾字ホキ四一〇番一地先から 真庭市見尾字ホキノ下二三三番一を経て 真庭市見尾字井谷河原二三七番一地先まで	平成三十一年二月二十二日

◎岡山県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により岡山県南広域都市計画道路を変更したので、当該都市計画の変更の図書を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

計画図のとおり（計画図は省略し、三の縦覧場所で縦覧に供する。）

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課、倉敷市建設局都市計画部都市計画課及び浅口市産業建設部まちづくり課

〔七二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年二月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岡山，理科は感動だ，を広める会

三 代表者の氏名

小林 幸雄

四 主たる事務所の所在地

倉敷市広江五丁目五番五二―三号

五 定款に記載された目的

この法人は、理科を教える全国の教職員に対して、機関誌の発行やセミナーの開催に関する事業を行い、日本の理科教育の発展に寄与することを目的とする。

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

〔七三〕平成三十一年一月二十二日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成三十一年二月二十二日

中止する公聴会
岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

公聴会に係る都市計画の案	公聴会の開催期日	公聴会の開催場所
岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	平成三十一年三月十三日午後二時三十分から	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室
岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	平成三十一年三月十四日午前十時から	倉敷市西中新田六四〇番地 倉敷市役所七階七〇一会議室
岡山県南広域都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	平成三十一年四月五日午後二時から	浅口市鴨方町六条院中三〇五〇番地 浅口市役所三階第一会議室
鴨方都市計画整備、開発及び保全の方針の変更	平成三十一年三月十九日午後二時から	浅口郡里庄町里見一〇七番地二 里庄町福祉会館二階講義室
岡山県南広域都市計画区域区分の変更	平成三十一年三月十三日午後二時三十分から	岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁九階大会議室

平成31年2月22日 岡山県公報 第12070号

岡山県南広域都市計画区域区分 の変更	平成三十一年三月十四日午 前十時から	倉敷市西中新田六四 〇番地 倉敷市役所 七階七〇一会議室
岡山県南広域都市計画区域分 の変更	平成三十一年四月五日午後 二時から	浅口市鴨方町六条院 中三〇五〇番地 浅 口市役所三階第一会 議室
岡山県南広域都市計画道路の変 更	平成三十一年三月十四日午 前十時から	倉敷市西中新田六四 〇番地 倉敷市役所 七階七〇一会議室
岡山県南広域都市計画道路の変 更	平成三十一年四月五日午後 二時から	浅口市鴨方町六条院 中三〇五〇番地 浅 口市役所三階第一会 議室
鴨方都市計画道路の変更	平成三十一年四月五日午後 二時から	浅口市鴨方町六条院 中三〇五〇番地 浅 口市役所三階第一会 議室
鴨方都市計画道路の変更	平成三十一年三月十九日午 後二時から	浅口郡里庄町里見一 一〇七番地二 里庄 町福祉会館二階講義 室

〔七四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津山市綾部字ニレノ木一七二四―四、一七二四―五、一七二四―七、一七二四―二八、一七二四―二九、一七二四―三〇、一七二四―三一、一七二四―四九、一七二四―五〇、一七二四―五六、一七二四―五七、一七二四―五八、一七二四―五九、一七二四―六〇、一七二四―六一、一七二四―六二、一七二四―六三、一七二四―六四

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

長野県上高井郡小布施町大字雁田三六一―一

DMノバフォーム株式会社

代表取締役 小山 亨

三 許可番号

岡山県指令建指第一三一号

〔七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町六条院中字定月二七三二、二七三三―四、二七三三―六、二七三三―

九、二七三三―六地先水路、二七三三―六地先から二七三二地先まで道の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一八八―二

株式会社西谷建設

代表取締役 西谷 徹

三 許可番号

岡山県指令建指第一七三号

〔七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市小瀬木一四一―三、一四二、一四二―一、一四三―一、一四四、一四五―一、一四五―二、一四六、一四八―一、一四八―二、一四八―三、一四九―一、一四九―四、一五一―一、一五一―三、一五二―二、一五二―四、一五八―三、一五八―七、一五九―三、一五九―七、一六〇―三、一六〇―七、一六七―一、一六八―一、一六九―一、一七一―一、一七二、一七三―一、一七三―二、一七三―三、一七四―一、一七五―一、一七七―一、一七八、一七九―一、一八〇―一、一八三―一、一八三―四、一八四―一、一八四―七、一八八―一、一八九―一、一九六―一、一九七―一、一九七―九、一八三―四地先から一八四―七地先まで道、一六七―一地先から一七一―一地先まで道、一四六地先から一五二―二地先まで道、一四五―二地先から一四八―三地先まで道、一七三―三地先から一四三―一地先まで道、一六〇―七地先から一五二―四地先まで道、一六七―一地先から一八〇―一地先まで水路、一八〇―一地先から一七四―一地先まで水路、一四九―一地先水路、一五二―二地先から一四三―一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市下市三四四

赤磐市長 友實 武則

三 許可番号

岡山県指令建指第三四四号

〔七七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町六条院中字定月二七三二、二七三三―四、二七三三―六、二七三三―九、二七三三―六地先水路、二七三三―六地先から二七三二地先まで道の一部

二 公共施設の種類

道路、公園、下水道、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市笹沖一八八―二

株式会社西谷建設

代表取締役 西谷 徹

五 許可番号

岡山県指令建指第一七三号

〔七八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市小瀬木一四一―三、一四二、一四二―一、一四三―一、一四四、一四五―一、一四五―二、一四六、一四八―一、一四八―二、一四八―三、一四九―一、一四九―四、一五一―一、一五一―三、一五二―二、一五二―四、一五八―三、一五八―七、一五九―三、一五九―七、一六〇―三、一六〇―七、一六七―一、一六八―一、一六九―一、一七一―一、一七二、一七三―一、一七三―二、一七三―三、一七四―一、一七五―一、一七七―一、一七八、一七九―一、一八〇―一、一八三―一、一八三―四、一八四―一、一八四―七、一八八―一、一八九―一、一九六―一、一九七―一、一九七―九、一八三―四地先から一八四―七地先まで道、一六七―一地先から一七一―一地先まで道、一四六地先から一五二―二地先まで道、一四五―二地先から一四八―三地先まで道、一七三―三地先から一四三―一地先まで道、一六〇―七地先から一五二―四地先まで道、一六七―一地先から一八〇―一地先まで水路、一八〇―一地先から一七四―一地先まで水路、一四九―一地先水路、一五二―二地先から一四三―一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

赤磐市下市三四四

赤磐市長 友實 武則

五 許可番号

岡山県指令建指第三四四号

◎岡山県選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十一年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

一 政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

(第一号)

一以上の市町村等

の区域を単位とし

て設けられる支部

届出年月日

立憲民主党岡山県参議院選挙区第1総支部

原田謙介

江田洋一

岡山市北区野田三ー五ー八

参議院議員

○

平成三一・一・三〇

安井ビル二〇三号

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

1 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

公職の種類

(第一号)

公職の候補者の氏名及び公職

の種類(第二号)

届出年月日

原田謙介政治参画研 原田謙介

原田仁史

岡山市北区野田三ー五ー八安井ビル

参議院議員

原田謙介、参議院議員

平成三一・一・二三

究会

二〇三

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

活気ある玉野を創る会

安達和良

中塚弘六

玉野市玉原二ー五ー一一

平成三一・一・一七

質実社会・岡山を目指す会

今西通好

安藤弘子

岡山市南区郡一三九六ー六

〃

鈴木かずふみ後援会

鈴木一史

井上信也

〃 〃 新保四七八ー一ー一〇二

〃 〃 一・一四

山本もりお後援会

山本盛雄

寺坂卓二

勝田郡奈義町小坂二七〇ー二

〃 〃 一・一五

◎岡山県選管告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十一年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
河本勉後援会	戸田 伸	主たる事務所の所在地	岡山市北区建部町宮地七七ー一	岡山市北区建部町宮地二一九	平成三一・一・二
高原としひこ後援会	一井 淳治	〃	〃 北方三一六ー二〇	〃 北方二一三ー三八ー八	〃 一・四
竹内くにひこ後援会	近藤 豊	会計責任者の氏名	竹内 登美	竹内 道明	〃 一・二三
にしま宣人後援会	中山 潤	主たる事務所の所在地	岡山市北区西辛川四二二ー一	岡山市北区西辛川七〇六ー二	〃 一・一一
日本第一党岡山県本部	宮田 一真	〃	〃 津島南二一五ー七エクセラン	倉敷市阿知三一四ー二	〃 一・二五
〃	〃	代表者の氏名	津島一〇二	宮田 一真	〃
花岡栄太郎後援会	横手 強	会計責任者の氏名	花岡 明美	竹内 賢治	〃
藤澤正則後援会	高下 瀧昇	代表者の氏名	高下 瀧昇	板野 杏子	〃 一・一
				磯田 満男	〃 一・二三

◎岡山県選管告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十一年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

倉敷地区中小企業政治連盟

野嶋雅弘

平成三〇・一二・三一

定本一友後援会

島田隆章

平成三一・一・三一

さとう政文後援会

岡敬

〃 一・一二

早島を明るくする会（福田健後援会）

川原雅人

平成三〇・一二・三一

◎岡山県選管告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十一年二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原 健 補

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
鈴木 一史	岡山県議会議員	鈴木かずふみ後援会	岡山市南区新保四七八〇二	平成三一・一・一
原田 謙介	参議院議員	原田謙介政治参画研究会	〃 北区野田三一五〇八安井ビル二〇三	〃 一・二〇